

農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業

支援対象者	生産者（個人・個社・団体・協議会）、加工食品事業者（個社）、輸出事業者・商社（個社）		
対象品目	コメ、青果物、肉類、水産物、林産物、加工品、その他		
支援内容類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外マーケット・消費者ニーズに関する情報収集を行いたい ・ 輸出拡大に向けて農地・生産体制を拡大・強化したい ・ 輸出のために施設の新設・整備や、機器のリースを行いたい ・ 輸出向けの商品開発や品種改良を行いたい（添加物・パッケージ対応を含む） ・ 輸出に対応できる添加物・包材・ラベル表示等の対応を行いたい ・ 国際的な認証を取得したい ・ 輸出販路開拓に向けて商社・海外バイヤーとマッチングしたい ・ 輸出の産地づくりにチャレンジしたいが軌道に乗るまでの諸コストの支援が欲しい ・ 金融・税制面での支援を受けたい ・ 海外でプロモーションを行いたい ・ 輸出可能性の検証に向けてテスト輸出/海外店舗においてテスト販売を行いたい 		
支援内容	輸出事業者が認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、民間金融機関から信用保証付き借入れを行う際に支払った保証料を支援。		
申請要件	輸出事業計画の認定、輸出重点品目の取組に限定		
申請先	（公財）食品等流通合理化促進機構	公募時期	令和6年4月～（予定）

問合先：農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室

電話：03-6738-7897

農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業

【令和6年度予算概算決定額 16（115）百万円】

<対策のポイント>

食品等事業者・農林水産事業者が、輸出先国の規制などのリスクを伴う農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受ける際に必要となった保証料の負担を軽減するための支援を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 対象者

認定輸出事業計画に基づき、輸出事業に取り組む食品等事業者・農林水産事業者（ただし、中小企業者に限る。）

2. 措置内容等

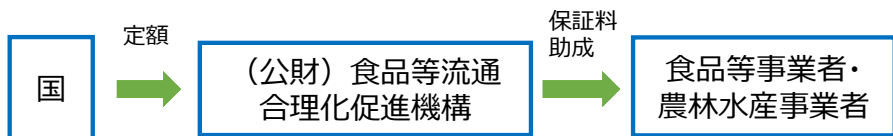
①対象

食品等事業者・農林水産事業者が、認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金の民間金融機関からの信用保証付き借入れ（ただし、輸出重点品目の取組に限定）

②措置内容

①にかかる信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会等に支払った保証料に関して、借入当初5年間分の保証料の1/2相当額を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

